

関東ソフトボール協会規約(案)

関東協会理事長

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、関東ソフトボール協会(以下「本協会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、会長の指定する場所に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本協会は、関東地区におけるソフトボール競技の普及及び振興を図るとともに都県民の心身の健全な発達に寄与し、社会人としての豊かな心を涵養することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 全国大会関東地区予選会及び関東地区大会主催及び主管並びに後援に関する事。
- (2) ソフトボール競技の普及発展及び技術向上並びに研究指導に関する事。
- (3) ソフトボール競技の審判員、記録員及び指導者の認定、研修及び養成に関する事。
- (4) 功労者等の顕彰に関する事。
- (5) その他、目的達成に必要なと認められる事業に関する事。

第3章 組 織

(組 織)

第5条 本協会は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下「日本協会」という）に加盟する都県協会及び組織団体をもって構成する。

2 日本協会に加盟する都県協会は、次に掲げる協会をいう。

- (1) 茨城県ソフトボール協会
- (2) 栃木県ソフトボール協会
- (3) 群馬県ソフトボール協会
- (4) 埼玉県ソフトボール協会
- (5) 千葉県ソフトボール協会
- (6) 東京都ソフトボール協会
- (7) 神奈川県ソフトボール協会
- (8) 山梨県ソフトボール協会

3 日本協会に加盟する組織団体は、関東地区に存する次に掲げる団体をいう。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟に加盟する各都県高等学校体育連盟ソフトボール専門部
- (2) 公益財団法人日本中学校体育連盟に加盟する各都県(小)中学校体育連盟ソフトボール専門部
- (3) 全日本大学ソフトボール連盟

4 本協会は、日本協会の関東ブロックを構成する。

(新規加盟)

第6条 本協会の設立主旨に賛同する団体は、理事会の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(資格の喪失)

第7条 本協会に加盟する都県協会及び組織団体は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 協会及び団体の解散

(負担金)

第8条 本協会に加盟する都県協会及び組織団体は、別に定める負担金を指定された期日までに納入しなければならない。

2 納入した負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員

(役員の種類)

第9条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名
- (5) 常務理事 20名程度
- (6) 理事 20名程度
- (7) 事務局長 1名
- (8) 事務局次長 1名
- (9) 監事 2名

(役員を選任)

第10条 会長及び副会長は、都県協会の会長の中から理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、都県協会の理事長の中から理事会において選任する。
- 3 常務理事及び理事は、都県協会及び組織団体から推薦された者の中から理事会において選任する。
- 4 会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て別に理事を委嘱することができる。
- 5 事務局長及び事務局次長は、理事長が指名する。
- 6 監事は、都県協会及び組織団体から推薦された者の中から理事会において選任する。
また、必要に応じて会長が外部から招へいすることができる。
- 7 監事は、常務理事及び理事を兼ねることはできない。
- 8 役員を選任方法等については、「役員を選出等に関する規程」を別に定める。

(役員の職務)

第11条 会長は本協会の業務を総理し、本協会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し又はその職務を行う。
- 3 理事長は理事会を代表し、会務を執行する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理し又はその職務を行う。
- 5 常務理事は理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 6 理事は理事会を組織して本協会の業務を執行する。
- 7 事務局長及び事務局次長は諸会務、諸業務を補佐し、会計を円滑に処理する。
- 8 監事は本協会の会計及び業務の執行について監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 会長・理事長の再任は、通算3期を原則とする。
- 5 理事長には定年を設ける。(75歳)
年齢は、(公財)日本ソフトボール協会定款に準じる。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認を得て会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身等の故障により職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められたとき。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第14条 会長は、理事会の推薦に基づき、本協会に特に功労のあった者を顧問及び参与に委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長及び理事会の諮問に応じる。
- 3 参与は、理事長及び理事会の諮問に応じる。

第6章 会議

(理事会)

第15条 本協会の日常業務の処理について審議するため理事会を置く。

第16条 理事会は、年2回理事長が招集して開催する。ただし、理事長が必要と認めた場合は臨時理事会を開くことができる。

- 2 理事会の開催地は、都県協会の輪番制とする。
- 3 理事会は、副理事長が議長となり次の事項を審議し表決する。
 - (1) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 事業の計画・執行及び報告に関すること。
 - (4) 役員の選任に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
- 4 会議は、過半数の出席がなければ開会することができない。
ただし、緊急を要すると理事長が認めた場合はこの限りでない。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数の同意を得て決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する。
- 6 会議に出席できない者は、書面をもって出席に代えることができる。

(常務理事会)

第17条 常務理事会は、会長、都県理事長、都県事務局長、事務局長、事務局次長で構成し次の事項について審議する。

- (1) 理事会等に付議する議案及び報告事項等に関すること。
 - (2) 第5条に定める協会及び組織団体を構成するチーム及び選手並びに第9条に定める役員等の倫理に関すること。
 - (3) 本協会の発展並びにソフトボール競技の振興に関すること。
- 2 常務理事会は、理事長が必要と認めるときは、理事長が指名する者を出席させることができる。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第18条 本協会の円滑な業務遂行のために、理事会の承認を経て次の専門委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 技術委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 記録委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 指導者委員会
- (8) 普及委員会
- (9) 小学生委員会
- (10) 女性委員会
- (11) シニア委員会
- (12) ドクター委員会
- (13) 中体連委員会
- (14) 高体連委員会
- (15) 大学連委員会
- (16) 特別委員会

(専門委員会の業務)

第19条 専門委員会は、理事会の議決に基づき所管事業及び所管事項の執行にあたる。

(専門委員会総会)

第20条 専門委員会総会は、年1回会長が招集し議長となる。

(専門委員の選任)

第21条 委員長及び副委員長の選任は、次のとおりとする。

- (1) 委員長及び副委員長は委員の互選とする。
- (2) 委員長は理事を兼ねる。

(専門委員の任期)

第22条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 委員長の再任は、通算3期を原則とする。
- (3) 総務・技術・審判・記録・指導者委員長には定年を設ける。(75歳)
年齢は、(公財)日本ソフトボール協会定款に準じる。

(臨時委員)

第23条 専門委員会において、困難な事項や専門的な知識を必要とする事項を審議する場合は、臨時委員を置くことができる。

第8章 会計

(会計)

第24条 本協会の経費は、次の収入によって支弁する。

- (1) 都県協会及び組織団体の負担金
 - (2) 日本協会からの助成金
 - (3) 寄付金及び広告料
 - (4) その他事業収入等
- 2 前項の負担金の額及び納入方法等については、別に定める。
 - 3 本協会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
但し止むを得ない場合は暫定予算の措置を認める。
 - 4 会計は、一般会計の他必要に応じ特別会計を設けることができる。
 - 5 出納を管理するために、事務局内に会計担当を置くことができる。

第9章 事務局

(事務局)

第25条 本協会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局は、円滑な運営を図るため会長、理事長、事務局長、事務局次長で構成する。
- 3 必要に応じて事務局内に会計担当を置くことができる。
- 4 事務局内に会計担当を置く場合は、理事長が指名する。

第10章 補則

(交付金)

第26条 本協会が主催又は主管する全国大会地区予選会(一部)、関東大会等及び審判員及び記録員の伝達講習会を所掌する都県協会及び組織団体に対し助成金を交付する。

- 2 前項の助成金の交付額は、別に定める。

(旅費等)

第27条 本協会の役員等が本協会主催又は主管の大会、会議及び研修会等に出席した場合は、別に定める旅費等を支給することができる。

- 2 本協会の事業計画に基づく事業、研修会及び認定会等の講師及びチーム等に、別に定める報償費等を支給することができる。
- 3 本協会の役員等に慶弔があった場合は、別に定める祝金、香料等を贈ることができる。
- 4 本協会の活動の趣旨に賛同する団体等に対して、別に定める助成金を交付することができる。

(規程等)

第28条 会長は、前条の旅費、報酬及び助成金の支給等について理事会の承認を得て別に規程等を定めることができる。

- 2 会長は、その他本協会の事業等の円滑な推進に資するため運用基準、申合せ事項等を定めることができる。
- 3 この規約は、理事会の議を経て改正することができる。

附則

この規約は、昭和21年4月1日から施行する。

昭和55年 2月24日一部改定。

平成 元年 7月 9日一部改定。

平成 8年 1月28日一部改定。

平成15年 6月14日一部改定。

平成18年 6月10日一部改定。

平成21年 6月20日一部改定。

平成28年 8月19日全面改定。

平成29年 4月 1日全面改定。

令和6年 4月 6日一部改定。